

親子で絵本のすすめへの広告掲載に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、水戸市広告掲載等に関する要項（平成19年水戸市告示第160号。以下「要項」という。）第17条の規定に基づき、親子で絵本のすすめ（以下「掲出物」という。）に広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載する掲出物)

第2条 広告を掲載する掲出物は、水戸市立中央図書館の実施する親子で絵本事業の絵本配布対象者等に対し渡すものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 広告の規格 1 枠 縦4cm×横8.5cm
- (2) 掲載面 掲出物両面12枠
- (3) 色彩 2色刷り
- (4) 枚数 5,500枚

2 市長は、前項の規定にかかわらず、掲出物の編集上支障があると認めるときは、広告を掲載する位置及び広告の色を変更することができる。

(広告掲載の申込み等)

第4条 広告掲載をしようとする者は、親子で絵本のすすめ広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長が広告掲載の可否を決定したときは、親子で絵本のすすめ広告掲載決定通知書（様式第2号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 広告掲載は、申込みの受付順により決定するものとする。

(掲載料)

第5条 掲載料は、1枠10,000円とする。

付 則

この基準は、平成23年6月28日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年12月4日から施行する。

付 則

この基準は、令和5年8月29日から施行する。

付 則

この基準は、令和8年9月14日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

親子で絵本のすすめ広告掲載申込書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称又は代表者）
電話
FAX
E-mail
担当者氏名
希望枠数

親子で絵本のすすめに広告を掲載したいので、親子で絵本のすすめへの広告掲載に関する取扱基準第4条の規定に基づき、広告の原稿を添えて申し込みます。

年 月 日

様

水戸市長

親子で絵本のすすめ広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった親子で絵本のすすめへの広告掲載について、次のとおり決定したので、親子で絵本のすすめへの広告掲載に関する取扱基準第4条第2項の規定により通知します。

記

- 決定区分
- ☐ 掲載する
 - 1 広告の内容
 - 2 広告掲載の方法
 - 3 広告掲載料金 円
 - 4 掲載料金の納入 同封の納入通知書により、期限までに納入してください。
 - 5 その他
 - ☐ 掲載しない
 - 理由